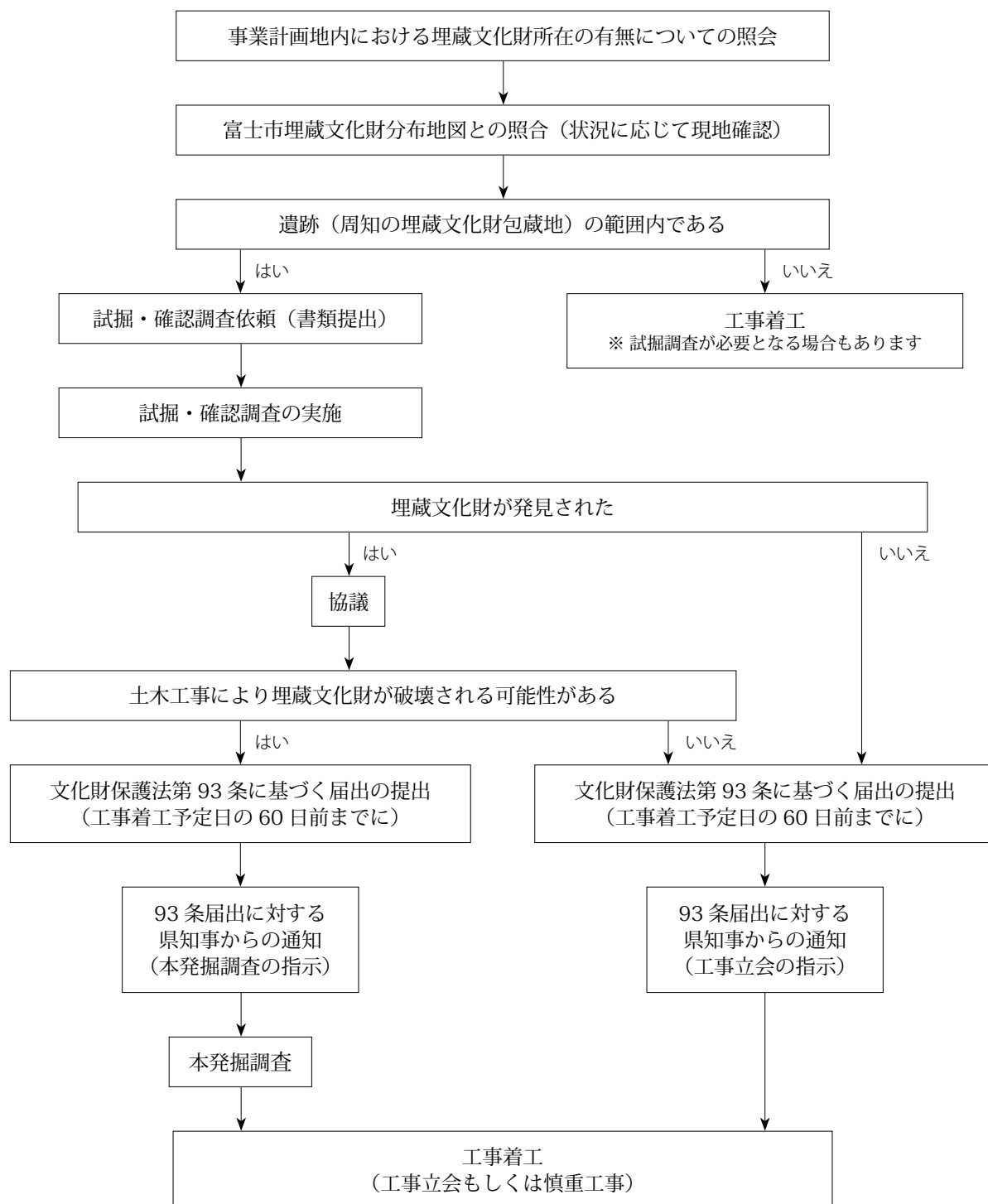


【土木工事に伴う埋蔵文化財に関する取扱いフローチャート】



遺跡内で土木工事等を行う際に必要な試掘・確認調査は、すべて完了するまでに諸手続に時間がかかります。速やかに着工していただくためにも、出来るだけ早めに富士市教育委員会 文化財課までご相談ください。

また、埋蔵文化財は遺跡の範囲外からも出土することがあります。

万一、工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、その現状を変更することなく、速やかに富士市教育委員会 文化財課 富士市埋蔵文化財調査室（TEL 0545-22-2095）へご連絡ください。